

# 新型コロナウイルス感染症緊急特別融資の創設

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への円滑な資金供給を図るため、「**新型コロナウイルス感染症緊急特別融資**」を創設（5/1～）

## 融資制度の概要

融資限度額	8千万円以内	うち3千万円以内
融資対象	次のいずれかを満たすもの。 ①経営安定関連保証または危機関連保証を利用可能なもの（各保証に係る市町長の認定書を有しているもの） ②最近2週間から1か月間の売上高又は販売数量が、前年同期に比して20%以上減少しているもの	経営安定関連保証または危機関連保証を利用可能なもの（各保証に係る市町長の認定書を有しているもの）
資金使途	経営の安定に必要な事業資金	①経営の安定に必要な事業資金 ②既往債務で信用保証協会保証付きのもの
利率	固定金利1.00%以内	固定金利1.00%以内 ※下記の条件を満たす場合、 <b>当初3年間 無利子</b> 個人事業主 : 売上高▲5%以上 中小・小規模企業 : 売上高▲15%以上
期間	10年以内（うち据置期間5年以内） ※危機関連保証を利用する場合の据置期間2年以内	10年以内（うち据置期間5年以内）
担保	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い
信用保証	任意 ※付保の場合であっても、信用保証料はゼロとする	必須 ※信用保証料はゼロとする
お申し込み	・融資については、県制度融資の取扱金融機関へお申込みください。 ・セーフティネット保証等をご利用いただく場合の認定は、事業所が所在する市町の商工担当課等へご提出ください	

## お問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課金融グループ（TEL：076-225-1522）